

工業統計調査規則

昭和26年12月28日
通商産業省令第81号
最終改正 平成25年11月27日
経済産業省令第57号

統計法（昭和22年法律第18号）第3条第2項の規定に基き、工業統計調査規則を次のように制定する。

（省令の目的）

第1条 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計を作成するための調査（以下「工業調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（調査の期日）

第3条 工業調査は、経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）第1条に規定するものをいう。）を実施する年の前年を除き、毎年12月31日現在によつて行う。

（調査の範囲）

- 第4条** 工業調査は、法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属する事業所について行う。ただし、次項に規定する警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（避難解除等区域（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第4条第5号に規定する避難解除等区域をいう。）にある事業所を除く。）、国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所については、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。
- 一 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
 - 二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

（調査の種類）

- 第5条** 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。
- 2 甲調査は、前条に規定する事業所であつて、従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行つていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。
- 3 乙調査は、前条に規定する事業所であつて、従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行つていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

（調査事項）

- 第6条** 甲調査は、次に掲げる事項について行う。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 本社又は本店の名称及び所在地
 - 三 他事業所の有無
 - 四 経営組織

- 五 資本金額又は出資金額
 - 六 従業者数
 - 七 常用労働者毎月末現在数の合計
 - 八 現金給与総額
 - 九 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費（委託生産費並びに管理及び販売に係るものを除く。以下この条において同じ。）並びに転売した商品の仕入額
 - 十 有形固定資産
 - 十一 リース契約による契約額及び支払額
 - 十二 製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
 - 十三 製造品出荷額等（品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額（当該事業所の事業によらないものを除く。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び品目別製造品在庫額
 - 十四 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
 - 十五 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。以下この条において同じ。）
 - 十六 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - 十七 主要原材料名
 - 十八 作業工程
 - 十九 工業用地及び工業用水
- 2 乙調査は、次に掲げる事項について行う。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 本社又は本店の名称及び所在地
 - 三 他事業所の有無
 - 四 経営組織
 - 五 資本金額又は出資金額
 - 六 従業者数
 - 七 現金給与総額
 - 八 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額の合計金額
 - 九 製造品出荷額等
 - 十 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
 - 十一 内国消費税額
 - 十二 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - 十三 主要原材料名及び簡単な作業工程

（調査票の様式）

- 第7条** 甲調査及び乙調査は、それぞれ経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によつて行う。
- 2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（報告義務）

- 第8条** 第4条に規定する事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、2以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体のうち経済産業大臣が指定した企業（以下「本社一括調査企業」という。）に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者（以下「本社一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

（準備調査）

- 第9条** 都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立つて第17条第1項に規定

する工業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。ただし、指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業調査員が報告義務者に配布する調査票によつて行う。ただし、指定地域内にある事業所（本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所（2以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたものをいう。以下同じ。）を除く。）、本社一括調査企業に属する事業所又は国直送調査事業所に対する調査は、経済産業大臣がそれぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者又は国直送調査事業所の報告義務者に配布する調査票によつて行う。

2 報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第11条 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までに第17条第1項に規定する工業調査員に提出しなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項本文の規定により調査票の提出を受けた工業調査員は、当該調査票を当該工業調査員の第17条第3項に規定する担当調査区を管轄する市町村長に提出しなければならない。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年経済産業省令第8号）第3条第3項の規定は、適用しない。

第12条 市町村長は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

（調査票等の提出）

第13条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成して保存し、準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を作成しなければならない。

2 都道府県知事は、準備調査名簿1部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を翌年5月31日までに、調査票1部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を翌年6月30日までに、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事故の場合の措置）

第14条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつた場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

- 3 前項の規定による報告があつた場合には、経済産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行つた市町村の地域に限り、別に定めることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

第15条及び第16条 削除

(統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第14条第1項に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査指導員」という。）及び第4項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査員」という。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
- 二 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官
- 2 工業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、工業調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。
- 3 工業調査員は、市町村長から指定された調査区（以下「担当調査区」という。）を担当する。
- 4 工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所（指定地域内にある事業所、本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所を除く。）に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

第18条 削除

(実地調査)

第19条 削除

(集計及び公表)

第20条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票等の保存期間)

- 第21条** 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。
- 2 都道府県知事の保存する調査票の内容を記録した電磁的記録の保存期間は2年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録は永年保存とする。

附 則 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 5 平成21年の乙調査は、第5条第3項に規定する事業所のうち、従業者4人以上のものについてのみ行う。

附 則（平成25年11月27日経済産業省令第57号）

この省令は、公布の日から施行する。